

令和3年4月吉日

保護者のみなさまへ

合志市立西合志東小学校
校長 田中 正浩

熊本県教育庁県立学校教育局学校安全・安心推進課から下記のように「学校における児童虐待への対応について」（通知）がありました。子ども達の命を守るためにも、ぜひご一読ください。

記

本校における児童虐待への対応について

日頃より、本校の教育活動の推進に御協力いただきありがとうございます。

保護者が「しつけ」と称して暴力・虐待を行い、子供が死に至る事件が相次いだことから、令和2年（2020年）4月に法律が改正され、たとえ「しつけ」を目的としたものであっても子供に対する体罰は禁止となりました。

しつけとは、子供の人格や才能などを伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすることを目指すものであり、どうすればよいのかを言葉や見本を示して子供に理解できる方法で教えることです。子供への対応で悩まれることがありましたら、遠慮なく学校へ御相談ください。

また同時に、学校は子供を守る機関でもあります。子供が虐待を受けていると思われる場合には、市町村や児童相談所といった相談機関に連絡するよう法律で定められています。子育ての大変さを保護者だけで抱えるのではなく、第三者に入ってもらうことで、子供との間で起きている悪循環を変えていくきっかけを作ることができます。

相談機関に連絡した場合でも、学校は保護者のみなさまと一緒に、お子様の成長を見守って参ります。